

調査レポート

三重県経済の回顧と展望 ～子育て支援体制の充実に向けて～

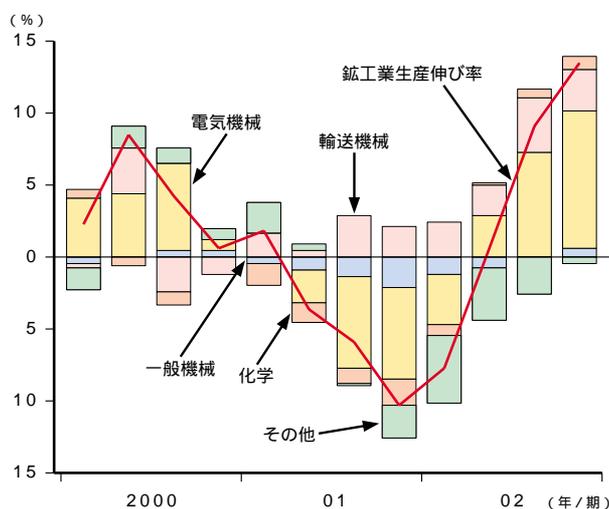
2002年のわが国実質GDP成長率は、輸出の回復や堅調な個人消費を牽引役として、0.3%のプラス成長を記録しました。もっとも、個人消費を大きく左右する所得・雇用環境に目を向けると、全国の完全失業率が過去最悪の5.4%（2002年）を記録するなど、厳しい状況が続いています。そこで今回は、所得・雇用環境に重点を置いて三重県経済の動向を整理した後、共働き世帯の増加という社会経済情勢の変化を踏まえ、女性の仕事と子育ての両立を支援する観点から、「保育サービス」を始めとした子育て支援体制の充実に向けた取り組みについて考えてみました。

1. 2002年度三重県経済の回顧

2002年度の三重県経済を供給面から振り返ると、全国と比べて製造業のウエイトの高い三重県は、景気回復局面にあったと考えられます。まず、**鉱工業生産の推移**を前年比でみると（図表1）、4-6月期にプラスに転じた後、期を追ってプラス幅が拡大しているほか、**生産と在庫の動き**を一つの図表に描いた在庫循環図を作成すると（図表2）4-6月期以降、出荷の回復に伴って積極的に在庫を積み増す局面にあったことを確認できます。業種別にみると、主力の**輸送機械**と**電気機械**の回復が大きく寄与しており、02年10-12月期の**鉱工業生産伸び率**（前年比13.4%）のうち、両者で全体の9割を占めています。

一方、需要面から回顧すると、設備投資や公共投資が概ね前年を下回る水準で推移したほか、家計部門の個人消費や住宅投資についても力強さに欠ける展開となりました。すなわち、個人消費関

図表1 三重県の鉱工業生産の推移 前年比



図表1
（資料）三重県総合企画局統計調査チーム「三重県鉱工業生産及び生産者製品在庫の動き」

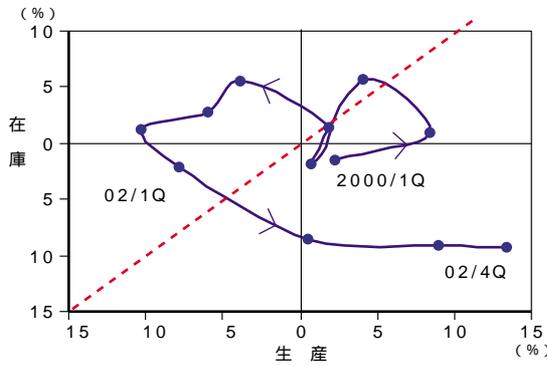
連指標の動きをみると(図表3)、百貨店売上高が減少傾向を辿り(注1)

スーパー売上高も前年の水準を上回るまでには至らない一方で、新車登録台数は小型車を中心に前年比プラスで推移するなど、明暗が混在しました。また、住宅着工戸数の推移をみても、持ち家、貸家、分譲住宅のいずれも前年割れとなりました。

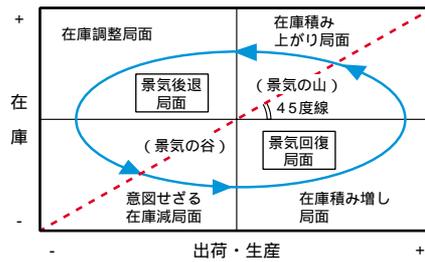
このように、企業部門の中核をなす鉱工業生産が増加する傾向にありながら、家計部門の需要にははっきりとした明るさがみられない要因は、生産の増加が上手く、所得や雇用の増加に繋がらなかったためと考えられます。具体的には、以下の通りです。

まず、所得環境についてみると(図表4)、製造業では生産活動の回復に伴って、定期給与(所定内と所定外の給与を合わせたもの)が増加したものの、それ以外の産業を合わせたベースでは、現

図表2 三重県の在庫循環図 前年比



(参考)在庫循環の概念図

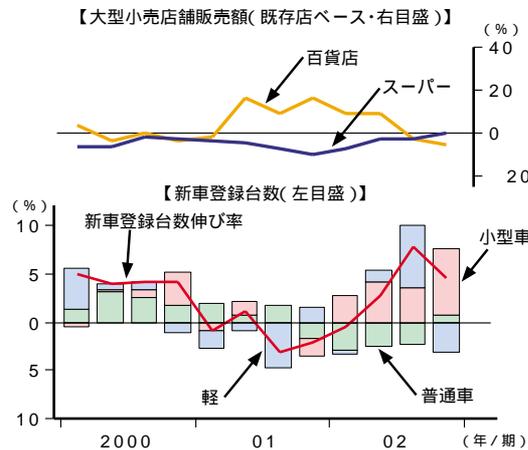


図表2

(資料)三重県総合企画局統計調査チーム「三重県鉱工業生産及び生産者製品在庫の動き」

(注1)2001年に百貨店売上高が前年比大幅プラスになっているのは、百貨店の閉店セールなどの影響と考えられる。

図表3 三重県の個人消費関連指標の推移 前年比

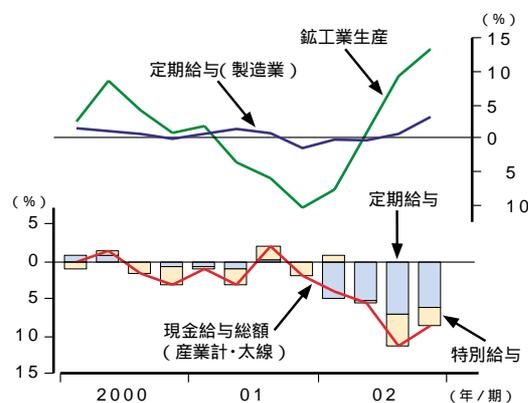


図表3

(資料)三重県総合企画局統計調査チーム「県内大型小売店販売額」、三重県自販協会「新車登録台数」、三重県軽自動車協会「軽自動車登録台数」

(注)新車登録台数は乗用車のみ対象。

図表4 三重県の所得関連指標の推移 前年比



図表4

(資料)三重県統計調査チーム「毎月勤労統計地方調査」

(注)事業所規模5人以上ベース。

金給与総額は前年比マイナスで推移しました。さらに、雇用環境についてみると(図表5、図表6)、新規求人数(除くパートタイム)はサービス業を中心に改善の動きがみられたものの、常用雇用はウエイトの大きい製造業を中心に減少傾向が続きました。こうしたもとで、総務省の試算によれば、三重県の完全失業率(2002年)は、

全国に比べて依然低い水準にあるものの、前年対比0.5%ポイント上昇し4.4%に悪化しました。

こうした背景としては、企業は、足元の生産活動の回復には既存人員の所定外労働時間の増加にて対応し、雇用の拡大までは踏み

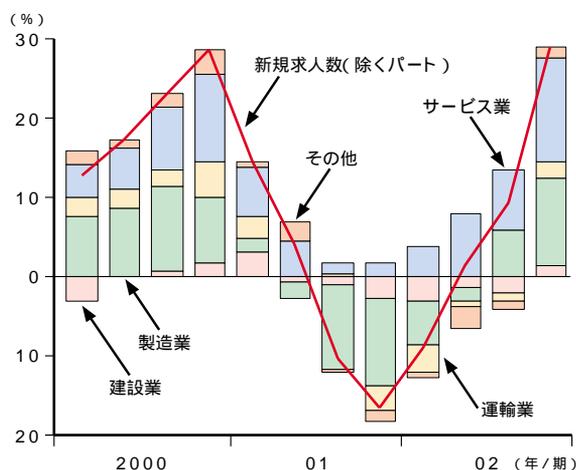
込まなかったことや、求職者のレベルと企業が求める人材の条件が乖離する「雇用のミスマッチ」が大きくなっていること(注2)などを指摘することができます。

以上を踏まえ、2002年度の三重県経済を総括すると、所得・雇用環境の厳しさを背景に、企業部門の生産活動回復の動きが、家計部門の需要増加に繋がりにくかったと言えます。

2. 今後の展望

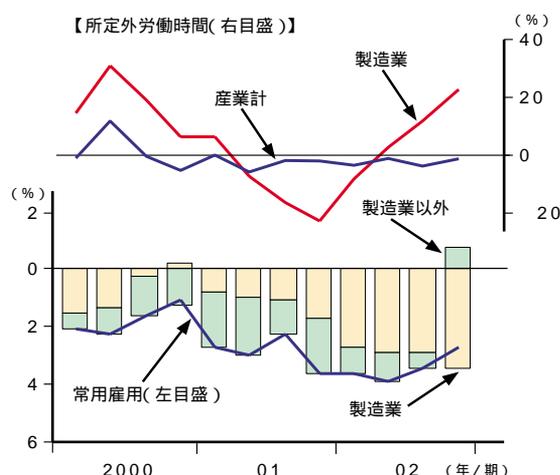
さらに今後を展望しても、経済成長力の低下や賃金・雇用制度の改革の影響などが、所得・雇用環境にとってマイナスに作用すると見込まれるため(注3)家計の収入を世帯主一人に依存するのではなく、主婦がパートタイム労働など

図表5 三重県の新規求人数の推移 前年比



図表5
(資料)三重県労働局職業安定部「労働市場月報」

図表6 三重県の雇用関係指標の推移 前年比



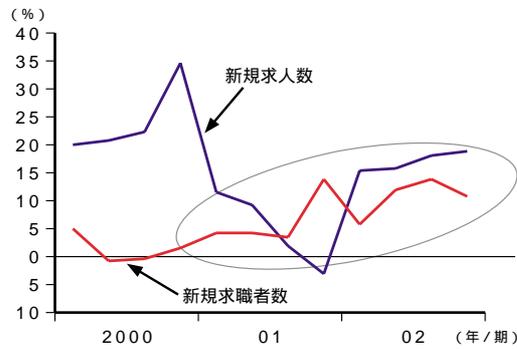
図表6
(資料)三重県統計調査チーム「毎月勤労統計地方調査」
(注)事業所規模5人以上ベース。

(注2)厚生労働省の推計によると、求人と求職者のミスマッチを原因とした「構造的・摩擦的失業率」は、景気低迷による「需要不足失業率」と区別され、完全失業率の約4分の3を占める。

(注3)2002年11月上旬に、県内企業1,000社を対象に三重県農林水産商工部と三重県産業支援センターが行った「平成14年第4回景況調査結果」によると、「過去1年に行った、あるいは行う予定の雇用問題対策」として、何らかの所得・雇用対策を行うと回答した企業の割合は全体の82.2%に上る。

で家計を補助する傾向が強まる方向にあるとみられます。実際、三重県におけるパートタイム関係の職業紹介状況をみると、新規求職者数は前年を上回って推移しています(図表7)。このように、共働き世帯の増加という社会経済情勢の変化に対応するためには、今後、「仕事と子育ての両立」を支援する仕組みを充実させることが喫緊の課題と考えられます。

図表7 三重県におけるパートタイム職業紹介状況 前年比



図表7 (資料) 三重県労働局職業安定部「労働市場月報」

3. 子育て支援の必要性

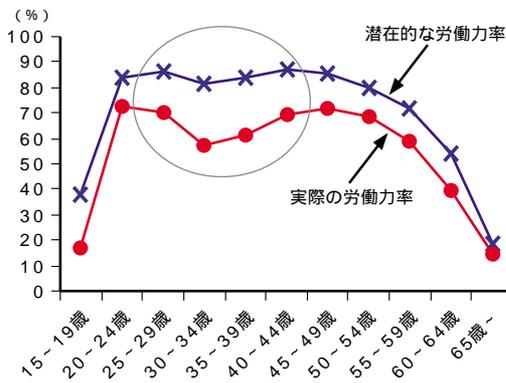
(1) 女性の就業機会の制約

まず、女性を取り巻く就業環境に目を向けると、本人の意思や意欲にかかわらず、就業機会の選択肢が制約を受けているのが実情です。

第1に、出産や子育てのためには、不本意ながら職を離れざるを得ないことで(注4)。女性の「実際の労働力率(人口に占める労働力人口の比率)」を年齢階級別に算出して折れ線グラフを描いてみると(図表8)、育児期に相当する30歳代を中心に「M字型」を示します。これに対して、非労働力人口のうち実は就業を希望する者を労働力人口に加えて「潜在的な労働力率」を試算すると、折れ線グラフはフラット化します。

第2に、一旦退職した後

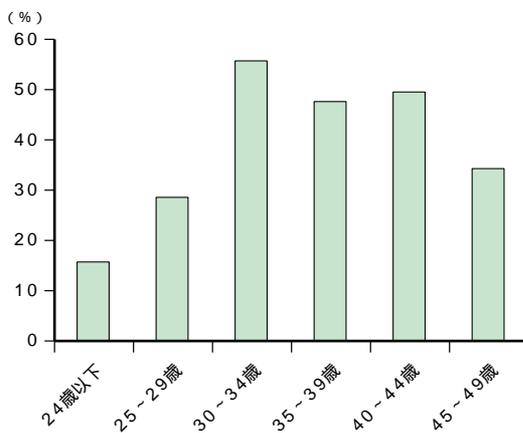
図表8 実際の労働力率と潜在的な労働力率の乖離 平成12年



図表8 (資料) 総務省「労働力調査(平成12年平均)」、「労働力特別調査(平成12年8月)」

(注4) 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成13年)」によると、第1子の出産1年前に就業していた者のうち、67.4%が出産後半年以内に離職している。

図表9 育児などが正社員としての就労を妨げているケース



図表9 (資料) 「多様な就業形態のあり方に関する調査(平成13年)」

(注) 「自ら進んで非正社員になった」と回答した女性のうち、「育児などがなかったら正社員を希望した」と回答した者の割合。

の低いパートタイマーなどの「非正社員」としての就労形態に限られることで
す(注5)。(財)21世紀職業財団の調査によれば、正社員として働く希望を持
ちつつも、育児などが障害となって、非正社員としての働き方を余儀なくされ
ている女性の割合が高いことが分かります(図表9)。

第3に、勤務を続けるためには、子供を持ちたいと希望しても、出産や子育
てを諦めたり、抑制する女性が多いことです。厚生労働省「第11回出生動向基
本調査(平成9年)」をみると、一貫して就業を継続している女性が産む子ど
もの数は、専業主婦や出産・育児期に退職しその後再就職した女性に比べて少
ないという結果が出ています。

こうした制約は、高い能力や意欲を持つ女性が、安心して子育てに取り組み
つつ、本人の意志や希望に沿った仕事に打ち込むことを困難にしていると言え
るため、「仕事と子育ての両立」を支援する体制を、今まで以上に強化するこ
とが求められます。

(2) 子育て支援に必要な取組み～保育サービス～

では、仕事と子育ての両立を支援するためには、どのような取組みが必要なの
のでしょうか。各種アンケート調査によれば、「保育サービスの充実」に対す
るニーズが高くなっています。例えば、(財)女性労働協会が行った調査(注6)
をみると、「仕事と育児を両立するために必要と思う対策」を尋ねた設問に対し、
「保育施設の時間延長・休日保育(23.1%)」という回答が第2位、「保育施設
の整備・拡大(19.3%)」という回答が第4位となっています。また、(財)こど
も未来財団が実施した調査(注7)をみても、「勤務時間に合わせた保育」を
求める回答の割合は高くなっています。

4. 三重県の保育サービスを巡る現状と課題

そこで次に、三重県の保育サービスの現状を把握するために、全国の都道府
県のデータと比較してみると、三重県は、人口当たりの保育所数では中位にラ
ンキングされるものの、「特別保育」の実施状況では全国対比見劣りする水準
にあるという特徴を指摘できます(図表10)。

特別保育とは、「延長保育」や「一時保育」、「休日保育」など、社会状況の
変化に応じて特に提供される保育サービスのことで、具体的な内容は、厚生労
働省の通知「特別保育事業の実施について(2002年)」に示されています。勤
務形態の多様化や親の育児意識の変化など(注8)、保育サービスを巡る情勢
の変化が全国レベルで見込まれるだけに、三重県でも「保育に欠ける児童(注9)」

(注5) なお、男女共同参画会議(影響調査専門調査会)の試算(平成14年12月)によれば、妻が出産時に退職し、パートとして復職した場合、正社員として継続的に勤務した場合と比較して、賞金や年金等を含めた妻の生涯可処分所得は、2億1,100万円から8,200万円へと、約1億2,900万円減少する。

(注6) 「育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査(平成12年)」

(注7) 「子育てに関する意識調査事業調査報告(平成9年)」

(注8) 内閣府「国民生活白書(平成13年度)」によれば、子供の保育を家庭以外に委ねたいとする人が増えている。とりわけ、20歳代の女性の間で、保育サービスに対するニーズが高まっている。

(注9) 「保育に欠ける児童」とは、児童福祉法第39条で規定されている保育所への入所要件のこと。具体的には、親の就労や疾病等により、家庭にて保育を受けられない児童を指す。

を対象とした従来型の保育サービスだけでなく、特別保育の実施率向上に取り組む意義は益々高くなっていると考えられます。

図表10 三重県の保育サービスの現状 全国との比較

		保育所数		延長保育				
		都道府県名	0・5歳児人口 10万人当たり	都道府県名	総数	実施 施設数	実施率	
順位	全 国		312.3	順位	全 国	22,199	8,939	40.3
21	三 重		417.8	38	岐 阜	451	119	26.4
26	岐 阜		365.0	45	愛 知	1,179	217	18.4
37	愛 知		268.5	46	三 重	447	73	16.3

		休日保育			一時保育					
		都道府県名	総数	実施 施設数	実施率	都道府県名	総 数	実施 施設数	実施率	
順位	全 国		22,199	679	3.1	順位	全 国	22,199	4,810	21.7
32	岐 阜		451	7	1.6	13	岐 阜	451	113	25.1
35	三 重		447	6	1.3	24	愛 知	1179	220	18.7
38	愛 知		1179	15	1.3	46	三 重	447	47	10.5

図表 10
(資料) 総務省「統計でみる県のすがた(平成12年)」、厚生労働省「社会福祉施設等調査(平成12年)」

5. 子育て支援体制の充実に向けて

これまでみてきたように、女性が仕事と子育ての両立を図るうえで、確かに保育サービスの充実に力を入れることは必要不可欠です。しかしながら、子育て支援をより幅広い範囲で捉えれば、単にそれだけでは十分とは言えず、以下の3つの視点からの取組みが望まれます。

(1) 「費用」

まず、費用面からみると、社会の高学歴化の進展などで、子育てに関する経済的コストが高まる一方で(注10)、児童手当をはじめとした財政面での子育て支援は欧米対比大きく見劣りしており、子育ての経済的負担を軽減する役割を十分果たしている訳ではありません。わが国の社会保障費は、高齢者関連支出が割合近くを占めるのに対して、児童・家族関連支出はわずか3%強に過ぎず、児童手当の拡充(注11)等、子育て支援に重点を置いた取組みを検討する余地があると考えられます。

(注10) こども未来財団によると、一人の子どもが大学を卒業するまでには、約2,400万円を要する。

(注11) ちなみに、旧日経連の試算によると、欧米並み(16歳未満への支給期間延長、手当の倍増、所得制限の撤廃等)に制度を拡充した場合、約2.9兆円の財源が必要。

(2) 「地域」

次に、地域の視点からみると、核家族化の進行や地域社会の繋がりの希薄化などを背景に、子育ての経験や情報に乏しい親の間で育児不安が高まっていることが問題です。こうした問題の解決策のひとつとして、地域全体で子育ての経験や情報を共有する仕組みを整えることが有力と考えられるので、例えば、

子育て支援の分野で活躍するNPO（民間非営利組織）が増加していることは、地域の子育て力の向上を示唆する動きとして注目されます。今後は、そのような地域に根差した草の根活動に対する支援メニューの拡充を検討することが必要です。

（3）「職場」

最後に、職場の視点からみると、わが国では働く女性にとって、仕事と子育て双方の負担が大きいのが現実です。内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、意識の上では「夫は仕事、妻は家庭」という価値観に変化がみられるものの、実態面、例えば、男性の育児休業取得率は極めて低水準にとどまっています（注12）。こうした状況に鑑みれば、「次世代育成支援対策推進法案」、すなわち、第156回国会（会期は03年1月から6月まで）に提出され、自治体や企業に一定の「行動計画」の策定を義務付ける法案の、審議の行方が注目されるところです。

渡辺 洋介

（注12）旧労働省「女性雇用管理基本調査（99年度）」によれば、配偶者が出産した男性労働者の育児休業取得率は、わずか0.55%に過ぎない。